

平成23年度 安全互助事業のご案内

宮城県PTA連合会

本事業は、学童の学校管理下外の生活やPTA会員の諸活動を相互扶助の精神で支援することを目的に昭和46年創設されました。

平成8年から健康・安全教育と安全対策の推進業務、PTA活動への助成、給付手続きや相談などを事業として自主運営してまいりましたが、平成18年4月1日の法改正により、平成20年度から保険業務を株式会社損害保険ジャパンに委託し事業を継続しています。

下記のとおり補償内容をご案内いたします。

補償の概要

1 学童

学校管理下外で起きた傷害事故によるけがと死亡に対する補償（学校契約団体傷害保険）

たとえば……

- 家庭内や屋外で遊んでいて
- スポーツ少年団での運動中に（他の保険との重複請求可能）
- 学校の登下校中に（スポーツ振興センターとの重複請求可能）
※部活動については別途お問い合わせください
- PTA行事に参加して受傷 ……など

2 PTA会員

PTA主催(共催)行事に参加、活動中の事故によるけがと死亡に対する補償（PTA団体傷害保険）

たとえば……

- PTA主催のスポーツ、レクリエーションで
- 学年PTA、PTA総会、運動会のPTA種目で
- 総合的な学習の支援活動中に ……など

3 賠償事故の補償


PTA行事を主催するPTA側の管理上の過ちで他に損害を与えた場合の補償（賠償責任保険PTA管理者特約）

たとえば……

- 草刈奉仕作業中に校舎の窓ガラスを破損
- レクリエーション中に借用した部屋の物品を破損 ……など

補償額一覧

補償項目(対象)		保険金額(補償限度額)	特記事項	
児童・生徒 (学童)	学校 管理下外	死亡・後遺障害	60万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の3%~100%をお支払いします。
		入院(日額)	900円	事故発生から180日以内で治療期間8日以上の場合に1日目から補償180日限度
		手術	0.9~3.6万円	入院保険金がお支払いできる場合において手術の程度に応じて入院日額の10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。
		通院(日額)	600円	事故発生から180日以内で治療期間8日以上の場合に1日目から補償90日限度
	PTA行事 参加中 <small>※の部分は治療期間 8日以上の場合に加算</small>	死亡・後遺障害	300万円+60万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の3%~100%をお支払いします。
		入院(日額)	※ 3,000円+900円	入院1日目から補償(180日限度)
		手術	※ 3.0~12.0万円+0.9~3.6万円	入院保険金がお支払いできる場合において手術の程度に応じて入院日額の10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。
		通院(日額)	※ 2,000円+600円	通院1日目から補償(90日限度)
PTA会員	PTA行事 参加中	死亡・後遺障害	300万円	後遺障害については、障害の程度により保険金額の3%~100%をお支払いします。
		入院	3,000円	入院1日目から補償(180日限度)
		手術	3.0~12.0万円	入院保険金がお支払いできる場合において手術の程度に応じて入院日額の10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。
		通院	2,000円	通院1日目から補償(90日限度)
PTA賠償保険	対人	5,000万円/1事故5億円	PTA活動において第三者への賠償責任を負った場合に各種費用をお支払いいたします。 ・免責金額として対人・対物について1,000円・借用物について5,000円を適用します。	
	対物	500万円		
	借用物	10万円/期間中500万円		

裏面もご覧ください。 

負担金

- ・ 一家庭 620 円 (学童 420 円 + 保護者 200 円)
兄弟 1 人増すごとに 420 円加算
 - ・ 教職員 200 円
 - ・ 学校支援地域ボランティア 200 円
行事への参加が事前に PTA により認められている方です。
あらかじめ人数の把握と名簿の作成が必要です。
- ※ 全員加入方式のため要保護・準要保護学童の負担金免除は撤廃されます。

加入方法と資格

- ・ 各学校の単位 P T A で一括加入
- ・ その年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで 1 年間資格を有します。
- ・ 転出入の場合、仙台市 P T A 協議会との間で自動継続はできません。

事故発生から保険金支払いまでの流れ

事故報告 (受傷後 30 日以内に報告してください。)

保護者 → 担任の先生 → P T A 担当者(事故報告書提出) → 県 P 連 → 損保ジャパン

保険金請求書の作成

損保ジャパン(連絡と関係書類の送付) → 保護者(請求書提出) → 損保ジャパン
※ 事故報告受付後 4 ~ 5 日程度で関係書類が送付されます。

保険金の支払い

損保ジャパン → 保護者 ※ 請求書提出後 1 週間以内に指定口座へ振込みになります。

受 付 窓 口

- 事故に関するお問い合わせは、宮城県 P T A 連合会または損保ジャパンまでご連絡ください。
- 宮城県 P T A 連合会
〒983-0836 仙台市宮城野区幸町4-5-1 宮城県青年会館内
T E L 022-295-9590 (安全互助事業) / 022-295-9581 (連合会)
F A X 022-256-0425
- 株式会社損害保険ジャパン 東北サービスセンター部 仙台尖新種サービスセンター課
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35
T E L 022-298-2280 F A X 022-298-2290
- 平日夜間、土日祝日の場合には、次の夜間・休日事故サービスセンターへご連絡ください。
(フリーダイヤル) 0120-727-110 (株)損保ジャパン・ハートフルライン
受付時間 ◆ 平日夜間 / 午後 5 時から翌日午前 9 時
◆ 土日祝日 (12/31 ~ 1/3 を含む) / 終日 (24 時間)

引受保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

- 引受保険会社 株式会社損害保険ジャパン 仙台支店仙台支社 担当：鈴木・村山
〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡3-7-35
T E L 022-298-2440 F A X 022-298-2250
- 保険会社との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会の「そんがいほけん相談室」にご相談いただくこともできます。また、斡旋・調停を行う機関のご紹介もいたします。
(フリーダイヤル) 0120-107-808 (受付時間：平日の午前 9 時 ~ 午後 6 時)
携帯・自動車電話・P H S・衛星電話からは 03-3255-1306 をご利用ください

★ P T A 安全互助事業は 2008 年度 (平成 20 年度) より制度運用を株式会社損害保険ジャパンに委託し、「学校契約団体傷害保険」・「P T A 団体傷害保険」・「P T A 管理者賠償責任保険」の 3 保険で対応しています。